

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	後期高齢者医療に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

三次市は、後期高齢者医療に関する事務における個人情報の取扱いにあたり、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために、適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

本事務では、特定個人情報に限らず、個人情報全般について、業務フローに基づき、リスクの分析と対策を明確にしたうえで、業務を行っている。

評価実施機関名

広島県三次市

公表日

令和7年1月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療に関する事務
②事務の概要	三次市は、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)の規定に従い、特定個人情報等を以下の事務で取り扱う。 ①被保険者資格の取得・喪失、異動の受理 ②療養費・高額療養費・葬祭費等各種給付の申請受付 ③保険料の賦課・徴収 ④限度額適用・標準負担額減額認定証の交付等 ⑤被保険者証の交付等 ⑥後期高齢者医療保険料の還付
③システムの名称	後期高齢者医療システム

2. 特定個人情報ファイル名	
(1)保険料情報ファイル (2)保険料期割情報ファイル (3)特別徴収基本ファイル (4)宛名ファイル (5)宛名履歴ファイル (6)税情報ファイル (7)口座管理ファイル (8)口座振替ファイル(9)口座登録・連携ファイル関連情報	

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年法律第27号) ・第9条第1項 別表 第85項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号)第46条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年法律第27号) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表115の項及び116の項 (情報提供の根拠) :第3欄(情報提供者)「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」、第4欄(利用個人情報)「医療保険給付関係情報であって第百十七条で定めるもの」(115の項) :第3欄(情報提供者)「市町村長」、第4欄(利用個人情報)「地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第百十七条で定めるもの」(115の項) (情報照会の根拠) :第3欄(情報照会者)「高齢者の医療の確保に関する法律第五十七条第一項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」、第4欄(利用個人情報)「高齢者の医療の確保に関する法律第五十七条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって第百十八条で定めるもの」(116の項)

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民部 市民課 市民部 課税課 市民部 収納課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	三次市役所(広島県三次市十日市中二丁目8番1号) 総務部総務課(行政係) 電話:0824-62-6153
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	三次市役所(広島県三次市十日市中二丁目8番1号) 市民部市民課(保険年金係) 電話:0824-62-6134 市民部課税課(市民税係) 電話:0824-62-6122 市民部収納課(収納係) 電話:0824-62-6127
9. 規則第9条第2項の適用 [<input type="checkbox"/>]適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年5月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年5月31日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 []人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに沿って事務を進めており、複数人で確認を行いその記録を残すようにしている。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	本システムへのアクセスにはユーザ認証を必要としており、アクセス権限の発効・失効を毎年度行っており、権限のない者の不正使用の対策は十分であると判断する。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年4月28日	I-5-①	総合窓口センター 市民生活課	市民部 市民課	事前	
平成27年4月28日	I-8	総合窓口センター市民生活課	市民部市民課	事前	
平成27年4月28日	表紙-公表日	平成27年3月25日	平成27年4月28日	事前	
平成28年4月28日	I-5-②	行政 豊彦	古矢 俊彦	事後	
平成28年5月27日	II-1	平成27年1月5日時点	平成28年5月11日時点	事後	
平成28年5月27日	II-2	平成27年1月5日時点	平成28年5月11日時点	事後	
平成28年5月31日	表紙-公表日	平成27年4月28日	平成28年5月31日	事後	
平成29年4月1日	I-1-②	①被保険者資格の取得, 異動の受理	①被保険者資格の取得・喪失, 異動の受理	事後	
平成29年4月1日	I-1-②	④限度額適用・標準負担額適用認定証の発行	④限度額適用・標準負担額減額認定証の交付等	事後	
平成29年4月1日	I-1-②	⑤保険証の再発行	⑤被保険者証の交付等	事後	
平成29年4月1日	I-5-②	古矢 俊彦	細美 寿彦	事後	
平成29年4月1日	II-1	平成28年5月11日時点	平成29年5月1日時点	事後	
平成29年4月1日	II-2	平成28年5月11日時点	平成29年5月1日時点	事後	
平成29年4月1日	I-3	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年法律第27号) ・第9条第1項 別表第1 第59項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年法律第27号) ・第9条第1項 別表第1 第59項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号)第46条	事後	
平成29年5月31日	表紙-公表日	平成28年5月31日	平成29年6月20日	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年10月23日	表紙－公表日	平成29年6月20日	平成30年10月23日	事後	
平成30年10月23日	I－5－②	細美 寿彦	課長	事後	
平成30年10月23日	II－1	平成29年5月1日時点	平成30年5月31日時点	事後	
平成30年10月23日	II－2	平成29年5月1日時点	平成30年5月31日時点	事後	
令和1年6月28日	表紙－公表日	平成30年10月23日	令和1年6月28日	事後	
令和1年6月28日	I－7	総務部総務課(行政係)	総務企画部総務課(行政係)	事後	
令和1年6月28日	II－1	平成30年5月31日時点	令和1年5月31日時点	事後	
令和1年6月28日	II－2	平成30年5月31日時点	令和1年5月31日時点	事後	
令和1年6月28日	IV－1		基礎項目評価書	事後	
令和1年6月28日	IV－2		十分である	事後	
令和1年6月28日	IV－3		十分である	事後	
令和1年6月28日	IV－4		十分である	事後	
令和1年6月28日	IV－5		十分である	事後	
令和1年6月28日	IV－6		十分である	事後	
令和1年6月28日	IV－7		十分である	事後	
令和1年6月28日	IV－8		[○]自己点検 [○]内部監査	事後	
令和1年6月28日	IV－9		十分に行っている	事後	
令和2年7月8日	表紙－公表日	令和1年6月28日	令和2年7月8日	事後	
令和2年7月8日	I－7	総務企画部総務課(行政係)	総務部総務課(行政係)	事後	
令和2年7月8日	II－1	令和1年5月31日時点	令和2年5月31日時点	事後	
令和2年7月8日	II－2	令和1年5月31日時点	令和2年5月31日時点	事後	
令和3年7月2日	表紙－公表日	令和2年7月8日	令和3年7月2日	事後	
令和3年7月2日	II－1	令和2年5月31日時点	令和3年5月31日時点	事後	
令和3年7月2日	II－2	令和2年5月31日時点	令和3年5月31日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月15日	表紙－公表日	令和3年7月2日	令和3年12月15日	事後	
令和3年12月15日	I－4－②	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第19条第7号 別表第2	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第19条第8号 別表第2	事後	
令和4年7月15日	表紙－公表日	令和3年12月15日	令和4年7月15日	事後	
令和4年7月15日	II－1	令和3年5月31日時点	令和4年5月31日時点	事後	
令和4年7月15日	II－2	令和3年5月31日時点	令和4年5月31日時点	事後	
令和4年11月15日	表紙－公表日	令和4年7月15日	令和4年11月15日	事後	
令和4年11月15日	I－1－②	三次市は、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①被保険者資格の取得・喪失、異動の受理 ②療養費・高額療養費・葬祭費等各種給付の申請受付 ③保険料の賦課・徴収 ④限度額適用・標準負担額減額認定証の交付等 ⑤被保険者証の交付等	三次市は、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①被保険者資格の取得・喪失、異動の受理 ②療養費・高額療養費・葬祭費等各種給付の申請受付 ③保険料の賦課・徴収 ④限度額適用・標準負担額減額認定証の交付等 ⑤被保険者証の交付等 ⑥後期高齢者医療保険料の還付	事後	
令和4年11月15日	I－2	(1)保険料情報ファイル (2)保険料期割情報ファイル (3)特別徴収基本ファイル (4)宛名ファイル (5)宛名履歴ファイル (6)税情報ファイル (7)口座管理ファイル (8)口座振替ファイル	(1)保険料情報ファイル (2)保険料期割情報ファイル (3)特別徴収基本ファイル (4)宛名ファイル (5)宛名履歴ファイル (6)税情報ファイル (7)口座管理ファイル (8)口座振替ファイル (9)口座登録・連携ファイル関連情報	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年11月15日	I-4-②	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)</p> <p>第19条第8号 別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) :第3欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第4欄(特定個人情報)に「高齢者の医療の確保に関する法律第110条において準用する介護保険法第136条第1項(同法第140条第3項において準用する場合を含む。)、第138条第1項又は第141条第1項の規定により通知することとされている事項に関する情報」が含まれる項(83の項)</p> <p>(別表第2における情報照会の根拠) :第1欄(情報照会者が「市町村長」のうち、第2欄(事務)が「高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」)(82の項)</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)</p> <p>第19条第8号 別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) :第3欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第4欄(特定個人情報)に「高齢者の医療の確保に関する法律第110条において準用する介護保険法第136条第1項(同法第140条第3項において準用する場合を含む。)、第138条第1項又は第141条第1項の規定により通知することとされている事項に関する情報」が含まれる項(83の項)</p> <p>(別表第2における情報照会の根拠) :第1欄(情報照会者が「市町村長」のうち、第2欄(事務)が「高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」)(82の項)</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)第四十三条の二の二</p>	事後	
令和4年11月15日	I-5-①	市民部 市民課	市民部 市民課 市民部 収納課	事後	
令和4年11月15日	I-8	三次市役所(広島県三次市十日市中二丁目8番1号) 市民部市民課(保険年金係) 電話:0824-62-6134	三次市役所(広島県三次市十日市中二丁目8番1号) 市民部市民課(保険年金係) 電話:0824-62-6134 市民部収納課(収納係)電話:0824-62-6127	事後	
令和5年8月23日	表紙一公表日	令和4年11月15日	令和5年8月23日	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年8月23日	I-5-①	市民部 市民課 市民部 収納課	市民部 市民課 市民部 課税課 市民部 収納課	事後	
令和5年8月23日	I-8	三次市役所(広島県三次市十日市中二丁目8番1号) 市民部市民課(保険年金係) 電話:0824-62-6134 市民部収納課(収納係)電話:0824-62-6127	三次市役所(広島県三次市十日市中二丁目8番1号) 市民部市民課(保険年金係) 電話:0824-62-6134 市民部課税課(市民税係)電話:0824-62-6122 市民部収納課(収納係)電話:0824-62-6127	事後	
令和5年8月23日	II-1	令和4年5月31日時点	令和5年5月31日時点	事後	
令和5年8月23日	II-2	令和4年5月31日時点	令和5年5月31日時点	事後	
令和6年12月4日	表紙-公表日	令和5年8月23日	令和7年1月24日	事後	
令和6年12月4日	I-3	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号) ・第9条第1項 別表第1 第59項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号)第46条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号) ・第9条第1項 別表 第85項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号)第46条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月4日	I-4-②	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第19条第8号 別表第2(別表第2における情報提供の根拠):第3欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第4欄(特定個人情報)に「高齢者の医療の確保に関する法律第110条において準用する介護保険法第136条第1項(同法第140条第3項において準用する場合を含む。)、第138条第1項又は第141条第1項の規定により通知することとされている事項に関する情報」が含まれる項(83の項)(別表第2における情報照会の根拠):第1欄(情報照会者が「市町村長」のうち、第2欄(事務)が「高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」(82の項)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)第四十三条の二の二</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表115の項及び116の項(情報提供の根拠):第3欄(情報提供者)「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」、第4欄(利用個人情報)「医療保険給付関係情報であって第百十七条で定めるもの」(115の項):第3欄(情報提供者)「市町村長」、第4欄(利用個人情報)「地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第百十七条で定めるもの」(115の項)(情報照会の根拠):第3欄(情報照会者)「高齢者の医療の確保に関する法律第五十七条第一項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」、第4欄(利用個人情報)「高齢者の医療の確保に関する法律第五十七条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって第百十八条で定めるもの」(116の項)</p>	事後	
令和6年12月4日	II-1	令和5年5月31日時点	令和6年5月31日時点	事後	
令和6年12月4日	II-2	令和5年5月31日時点	令和6年5月31日時点	事後	
令和6年12月4日	IV-8		<p>十分である マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに沿って事務を進めており、複数人で確認を行いその記録を残すようにしている。</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月4日	IV-11		3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 十分である 本システムへのアクセスにはユーザ認証を必要としており、アクセス権限の発効・失効を毎年度行っており、権限のない者の不正使用の対策は十分であると判断する。	事前	